

コロナ災害を乗り越える いのちと暮らしを守る Q&A

2023年9月25日版

いのちと暮らしを守る相談会実行委員会

【参考になるまとめサイト等】

- ※1 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症 くらしや仕事の情報」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kurashiyashigoto.html>
- ※2 経済産業省パンフ「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(R5.7.27 更新)
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>
- ※3 困窮者支援情報共有サイト ～みんなつながるネットワーク～ (厚労省通知をまとめたもの)
<https://minna-tunagaru.jp/mhlw/covid19/>
- ※4 厚生労働省「社会福祉・雇用・労働に関する情報一覧 (新型コロナウイルス感染症)」(同上)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html
- ※5 大阪弁護士会「新型コロナウイルス特設サイト」
<https://www.osakaben.or.jp/corona/>

【「死にたい」「気持ちがふさぎ込む」という方々の相談先】

① いのち SOS (特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク)

0120-061-338 おもい ささえる (フリーダイヤル・無料)

実施日時：日・月・火・金 0:00～24:00 (24 時間)

水・木・土 6:00～24:00

※土曜 6:00～火曜 24:00 まで、木曜 6:00～金曜 24:00 までは連続対応

② よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)

0120-279-338 つなぐ ささえる (フリーダイヤル・無料)

岩手県・宮城県・福島県から 0120-279-226 つなぐ つつむ (フリーダイヤル・無料)

実施日時：24 時間対応 ※FAX、チャットや SNS による相談にも対応

I 生活保護編

※本編の各QAの根拠となる通達・判例等の詳細については、「必携 法律家・支援者のための生活保護活用マニュアル 2019年度版」(生活保護問題対策全国会議編)の各Qの末尾に【活用マニュアルQ●】とある箇所をご参照ください。

Q1 収入が減り、生活がままならなくなりました。現金の支給をしてもらえる制度はあるでしょうか。

A 生活保護が利用できないか検討しましょう。

生活保護は、生活費・住宅費・教育費・医療費等をパッケージで給付してもらえる制度で、給料や年金などの収入があっても(Q11)、持ち家があっても(Q15・16)、車があっても(Q18)、利用できる可能性があります。

※I-1 日弁連パンフ『『実は少ししんどい』あなたへ あなたも使える生活保護』

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/seikatsuhogo_qa_pam_150109.pdf

国も、今回の事態に対応して自治体に以下の通知を出し、「適切な保護の実施」や「速やかな保護決定」等を指示しています。

※I-2 令和2年3月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000608930.pdf>

さらに国は、緊急事態宣言の発令を受け、申請意思がある者に対しては「生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取」し、他の情報は「後日電話等により聴取する等、面接時間が長時間にならないよう工夫されたい」とするなど、柔軟な対応で早期に保護開始するよう通知しています。(Q18、19、20も参照)

※I-3 令和2年4月7日付事務連絡「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000619973.pdf>

生活保護の利用条件を満たさない場合には、貸付編(Ⅱ)、住宅維持編(Ⅲ)などを見て別の制度の活用をご検討ください。

Q2 生活保護はどんな場合に利用できますか？【活用マニュアルQ1】

A 国が定めている「最低生活費(生活保護基準)」以下の収入しかなく、手持金や貯金などもわずかになり、生活に困窮している状況であれば誰でも生活保護制度を利用できます。

最低生活費は、地域や年齢で細かく決められています。神戸公務員ボランティアのHPで生活保護費の自動計算ソフト(エクセルファイル)がダウンロードできるので、ご自分の家庭の最低生活費を計算してみてください。

<http://kobekoubora.life.coocan.jp/saiteiseikatuhikeisan.html>

Q3 福祉事務所で保護を断られたらあきらめるしかありませんか？【活用マニュアルQ3】

A 不当に追い返されている可能性もあるので、必ずしも、あきらめる必要はありません。申請権があるので、申請書を出してもらい、「申請」しましょう。あるいは、各地の相談窓口
に相談をして助言を受けたり（相談料は無料です）、窓口に行きしてもらいましょう。

ホームレスである（Q6）、生命保険の解約返戻金がある（Q12）、家賃が高い（Q14）、持ち家がある（Q15・16）、借金がある（Q17）、車がある（Q18）などの理由で、窓口での申請を受け付けてもらえなかった場合には、あきらめず、下記の各地の相談窓口
に相談をしてください。弁護士等が、無料で、あなたの事情を聞き取り、意見書を作成し、窓口
に行き、申請手続きを支援してもらえます。

【各地の相談窓口】

東北 東北生活保護利用支援ネットワーク

Tel. 022-721-7011（月・水・金 13時～16時、祝日休業）

関東（東京含む）・甲信越・北海道 首都圏生活保護支援法律家ネットワーク <http://seiho-lawyer.net/>

Tel. 048-866-5040（月～金 10時～17時、祝日休業）

東京 認定NPO法人 自立生活サポートセンター・もやい <http://www.npomoyai.or.jp/>

Tel. 03-6265-0137（火 12時～18時、金 11時～17時のみ）

面談相談：毎週火 11時～18時 もやい事務所にて

北陸 北陸生活保護支援ネットワーク福井（福井・富山）

Tel. 0776-25-5339（火 18時～20時、年末年始、祝日休業）

北陸生活保護支援ネットワーク石川

Tel. 076-204-9366（火 13時～15時・18時～20時、年末年始、祝日休業）

静岡 生活保護支援ネットワーク静岡

Tel. 054-636-8611（平日 9時～17時）

東海 東海生活保護利用支援ネットワーク（愛知、岐阜、三重）

Tel. 052-911-9290（火・木 13時～16時、祝日休業）

近畿 近畿生活保護支援法律家ネットワーク

Tel. 078-371-5118（月・木 13時～16時、祝日休業）

中国 生活保護支援中国ネットワーク <https://seiho-chugoku.net/>

Tel. 0120-968-905 (月～金 9時半～17時半、祝日休業)

四国 四国生活保護支援法律家ネットワーク

Tel. 050-3473-7973 (月～金 10時～17時、祝日休業)

九州・沖縄 生活保護支援九州・沖縄ネットワーク

Tel. 070-9123-1114 (月、火、木 13時～16時)

全国青年司法書士協議会 生活保護相談ダイヤル

Tel. 03-3351-4911 (月 13時～15時、祝日休業)

Q4 申請はどこにするのですか？【活用マニュアルQ2】

A 住民票に関係なく、今あなたがいる場所の市役所などの生活保護担当部署（福祉事務所）に申請できます。

「居住地」がある人は「居住地」、「居住地」がない人（ホームレス状態、一時的居候状態）は「現在地」を管轄する福祉事務所が実施責任を負います（生活保護法19条1項）。但し、外国籍の方の場合は、Q5をお読みください。

Q5 外国籍でも生活保護を利用することはできますか？【活用マニュアルQ40】

A 外国籍の場合は、①「永住者」・「定住者」・「永住者の配偶者等」・「日本人の配偶者等」のいずれかの在留資格を有する方、②「特別永住者」、③入管法による難民認定を受けた方であれば生活保護を利用できます（①～③に当てはまらない外国人でも、在留資格が「特定活動」で活動に制限のない場合等は、自治体から厚労省に個別に照会することで適用される場合があります）。

申請は在留カードまたは特別永住者証明書に記載された住居地を管轄する福祉事務所に行います。実際の居住地が住民登録地と違う場合は、生活保護申請と同時に変更するようにしてください。

DV被害者等で住所変更届ができない場合は、その理由を福祉事務所に説明してください。住所変更ができない状態にあると認められた場合は実際の居住地で保護が適用されることとなります。

Q6 ホームレス状態でも生活保護は利用できますか？【活用マニュアルQ35・36】

A 「現在地」（今いる場所）の福祉事務所で申請できます。通常的生活費とは別に、アパート暮らしを始めるための敷金や生活用品代も支給されます。保護申請後、開始決定前にカ

プセルホテル等を利用した場合、その後に移った一般住宅の家賃とは別に一定の範囲で宿泊料等を支給してもらうこともできます（Q1※I-2の通知3（3）参照）。

Q7 役所で、「住む所がない人は施設に入ることになっている」と言われたのですが？【活用マニュアルQ36】

A 生活保護法30条1項は「居宅保護の原則」を定めているので、本人の希望する場所で暮らすことができます。各種の支援を受けながらも居宅で生活することができる人は、施設を断って最初からアパート暮らしを始めることもできます。

国も、今回、自治体に対し、一時生活支援事業のシェルター等に加え、協力してくれるビジネスホテルや旅館等を開拓し宿泊場所の確保を進めること、必要に応じて衣食の提供をすること、DV・家庭環境の破綻等の課題を抱える者については自立相談支援機関へつなぐこと、無料低額宿泊所当への入所を経ることなく居宅での保護が可能な者についてはアパート等の居宅入居を指導するよう通知しています。

※I-4 令和2年4月14日付事務連絡「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621870.pdf>

さらに、国は、感染拡大防止の観点から、「今般の事態に関する対応に当たって新たに居住が不安定な方の居所の提供、紹介等が必要となった場合には、やむを得ない場合を除き個室の利用を促すこと」という通知も追加して出しています。

※I-5 令和2年4月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応に当たっての留意点について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622762.pdf>

Q8 一時的に親戚・知人宅に居候しているのですが、私だけが生活保護を利用できますか？【活用マニュアルQ32】

A 居候先と「生計」（家計）が別であれば、別世帯としてあなただけで生活保護を利用できます。Q1※I-2の通知（4）で参照されている平成21年12月25日付保護課長通知（3）も、「一時的に同居していることをもって、知人と申請者を同一世帯として機械的に認定することは適当ではない」として「適切な世帯の認定」を求めています。

保護が開始されると、居候を解消するための新住居の敷金等の転居費用も出してもらうことができます。

Q9 申請して生活保護が開始されるまでどれ位かかりますか？ 少しでも早くしてもらいたいのですが。【活用マニュアルQ14】

A 申請のあった日から原則として14日以内、特別な理由がある場合には30日以内に書面で通知されることになっています。Q1※I-2の省通知（3（2））も、「保護の決定に

当たっては、申請者の窮状にかんがみて、可能な限り速やかに行うよう努めること」として
いることを示して、より「速やかな保護決定」を求めましょう。

Q10 現金を持っていると生活保護は利用できないのですか？【活用マニュアルQ16】

A 現金や預金の合計が Q2の最低生活費以下であれば利用できます。ただし基準の半額を
超える分は最初の保護費から差し引かれるので、手持ち金が基準の半額を切ってから申請す
ると良いでしょう。

Q11 給料や年金などの収入があると生活保護は利用できませんか？【活用マニュアル Q16】

A 年金や給料などの収入があっても最低生活費未満であれば最低生活費と収入の差額分が
支給されます。保護を受けられるかどうかの判定の際には、医療費や介護費がかかる場合はそ
の分もプラスして判定されます。

Q12 生命保険は解約しなくてはならないのですか？【活用マニュアル Q28】

A 解約したときの払戻金が Q2の最低生活費のおおむね 3ヶ月以下で、保険料が最低生活
費の 1割程度以下であれば解約しなくても良いことになっています。貯蓄性の高い保険など
については解約して払戻金を生活費に当てることを求められます。

ただし、2021年1月、上記に該当せず本来解約を要する保険を有している場合でも、「ま
ずは概ね6か月を目途に処分指導を留保することとして差し支えない」とする事務連絡を発
出しました。この通知は解約返戻金の額に限定を付しておらず、かなり大きな運用改善です。

※I-10 令和3年1月29日付事務連絡「保護の要否判定等における弾力的な運用について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000731221.pdf>

Q13 学資保険を続けることはできますか？【活用マニュアルQ29】

A 解約返戻金が 50万円以下である場合は続けることができます。また生活保護を利用し
始めた後で新たに加入することもできます。

但し、Q12で述べたとおり、※I-10の通知で、上記に該当しない保険も「まずは概ね
6か月を目途に処分指導を留保することとして差し支えない」とされました。

Q14 家賃が高いと生活保護は利用できないのですか？【活用マニュアルQ31】

A 支給される家賃額（住宅扶助費）に上限がありますが利用できます。保護が始まったあ
とに低額な家賃の住居に転宅するように言われることがあります。その場合は転居に必要な
敷金等も支給されます。家賃と住宅扶助費の差額が小さくて生活費から持ち出しても支障
がない場合には転居せずに住み続けることもできます。

Q15 持ち家があるのですが生活保護は利用できますか？【活用マニュアルQ24】

A 住むための家や活用している農地などは問題ありません。ただし資産価値が大きい土地
や豪邸は処分して生活費に当てることを求められることがあります。

国も、居住用不動産は原則保有を認めることや、処分指導を行うかどうかをケース診断会議に付する目安額を示した上で、「組織的な検討を行わずに判断することのないよう」注意喚起しています。

※I-9 令和2年9月11日付事務連絡「現下の状況における適切な保護の実施について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000671433.pdf>

Q16 住宅ローンが残っていても大丈夫ですか？【活用マニュアルQ26】

A 原則として生活保護費で住宅ローンの支払いをすることはできません。例外的にローンの残金が少ない場合はローンの支払いを認められる事があります。住宅ローンが払えず家を手放さざるを得ない状態の場合も生活保護を利用できます。

Q17 借金がありますが生活保護は利用できますか？【活用マニュアルQ21】

A 利用できます。ただし、保護費から借金を返済することは望ましくありませんので、法律家に相談して任意整理や自己破産などで借金を整理しましょう。法律家の費用は、「法テラス」で立て替えてもらい分割で払う制度（法律扶助）もあり、生活保護利用者については、分割払いも猶予・免除してもらえます。

Q18 失業や自宅待機による減収で生活保護を利用する場合、自動車は処分しなければなりませんか？【活用マニュアルQ23】

A 自動車は保有も運転も原則として制限されているのが現状ですが、①概ね6か月以内（さらに6か月延長可）に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる場合には通勤用自動車の処分指導はされません。

国は、今回、Q1 I-3の通知で、「緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは」、これに準じることとし、処分指導を留保する場合や期間を柔軟に判断することを求めていましたが、コロナ禍の長期化に伴い、令和2年4月7日以降に保護を開始した世帯については、保護開始から概ね1年を経過した場合であっても、処分指導を行わなくてもよいとの通知が出されました。

※I-11 令和3年4月6日付保護課長通知「新型コロナウイルス感染症拡大の影響下の失業等により就労を中断している場合の通勤用自動車の取扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000766136.pdf>

Q19 Q18以外に自動車の保有が認められる場合がありますか？バイクの保有はどうですか？【活用マニュアルQ23】

A Q18の場合以外にも、②障害者の通院・通学等に使う場合、③山間僻地など自動車を使わずに通勤することが著しく困難な地域に住んでいる場合、④保育所の送迎に使う場合、⑤事業用の場合などには自動車を持ったまま生活保護を受けることができます。

総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、自動車損害賠償保険

及び任意保険に加入しており、最低生活維持に必要な場合は保有が認められます。総排気量125ccを超えるオートバイは、自動車と同様の扱いとなります。

Q20 65歳未満の若い人は生活保護は利用できないのですか？【活用マニュアルQ20】

A 年齢制限はありません。働ける健康状態であっても、仕事を探しているのに就職できない場合や、働いていても収入が生活保護基準に満たない場合は生活保護を利用することが出来ます。

そして、国は、Q1 I-3の通知で、「緊急事態措置の状況の中で新たに就労の場を探すこと自体が困難であるなどのやむを得ない場合」には、緊急事態措置期間中、働く能力を活用できているかの判断を留保できるとしています。

Q21 自営業をしていますが、廃業せずに生活保護を利用できますか？

A できます。国も、Q1 I-3の通知で、「臨時又は不特定就労収入、自営収入等の減少により要保護状態となった場合」、「緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合には、増収に向けた転職指導等を行わなくて差し支えない」とし、「自営に必要な店舗、機械器具類の資産」（自動車も含まれます）は保有を認めるよう指示しています。これは今回の事態を受けて自営業者に対する生活保護の積極的適用を促す趣旨であると考えられます。

Q22 親族に連絡すると言われましたが、どういうことですか？【活用マニュアルQ30】

A 生活保護を申請すると福祉事務所は、親や兄弟に「〇〇さんが生活保護の申請をしましたが、経済的な援助ができますか？」と問い合わせ（扶養照会）をします。親や兄弟は出来る範囲で援助すれば良いことになっており、照会を受けた親族は、金銭的に余裕がない場合、援助を断ることができます。

Q23 「扶養照会」を避けて、元夫や親族に居場所を知られない方法がありますか？【活用マニュアルQ30】

A 「扶養義務の履行が期待できない者」に対しては扶養照会をしなくてよいことになっています。具体的には、扶養義務者が、生活保護利用者、福祉施設入所者、長期入院患者、働いてない人、未成年者、70歳以上の高齢者、著しく関係不良の者、10年間音信不通の者等の場合です。その扶養義務者から虐待・DVを受けたなどの場合は、むしろ連絡してはなりません。

国も、Q15 I-9の通知で、上記のような場合は「扶養の可能性が期待できないもの」として扶養義務者に対する直接照会をしなくて良いことについて注意喚起していました。さらに、この度、生活保護手帳別冊問答集を改正して、その考え方と判断の手順を改めて整理し明確にするとともに、「要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い」、対象となる扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない

者」に該当するか否かという観点から検討を行うべきであるとして、初めて申請者の意思を尊重する姿勢を示しました。

※I-12 令和3年3月30日事務連絡『生活保護問答集について』の一部改正について

<http://665257b062be733.lolipop.jp/0303301.pdf>

この運用改善を活かすには、扶養照会されたくない人は、その意思と具体的理由を記載した以下の「申出書」に予め記入して、保護の申請時に提出すると良いでしょう。

※ 書式「扶養照会に関する申出書」

<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/blog-entry-401.html>

Q24 生活保護利用世帯が、令和5年に給付される「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」（児童1人5万円）を受給した場合、収入認定されて保護費を減らされてしまいますか？ その他、各自治体が独自に実施する給付金はありますか？【活用マニュアルQ49】

A 令和5年に給付される「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」（児童1人5万円）については、ひとり親世帯及びそれ以外の対象世帯ともに全額収入認定の対象となりません。

自治体が独自に実施する給付金については、以下の通りの扱いとなります。

ア 特別定額給付金と同様の趣旨・目的のもの（市民全体に幅広く支給されるもの）

⇒全額収入認定除外

イ 災害等によって損害を受けた見舞金と同様の趣旨・目的のもの

⇒「自立更生計画」を立て自立更生に資する経費と認められた額が収入認定除外

ウ 子育て世帯、ひとり親世帯、障害者、高齢者等の福祉を増進する趣旨・目的のもの

⇒8000円までが収入認定除外

イの自立更生経費としては、マスク・消毒液等の防疫商品や、オンライン就労・学習に対応するためのPC関連機器の購入のほか、一般的な耐久消費財の買替費用等、その世帯の自立に資する経費が幅広く計上され得ます。持続化給付金等の休業補償的意味合いのある給付もイに該当すると考えられますが、その場合、店舗の家賃・光熱費等事業維持のための経費も自立更生費に計上できるでしょう。

※I-6 令和2年5月1日付「特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の生活保護制度上の取扱いについて（通知）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627228.pdf>

Q25 生活保護利用世帯の子どもが通学する学校で、ICT（情報通信技術）を活用したオンライン教育が始まりました。これに対応する費用を保護費から支給してもらえますか？

A オンライン教育に対応するために必要な通信費、モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用について、教育扶助（小中学校生）又は生業扶助（高校生）の「教材代」として支給してもらえます。

※ I-7 令和2年5月15日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における臨時休業に伴う生活保護業務における教材代の取扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000630849.pdf>

別添2 <https://www.mhlw.go.jp/content/000630851.pdf>

I' 求職者支援制度

（求職者支援制度）

Q1 給付金を受給しながら職業訓練を受けられる制度があると聞きましたが、どんな制度でしょうか？

A 求職者支援制度は、月10万円の訓練受講手当など「職業訓練受講給付金」（詳細は後述）を受給しながら、無料の職業訓練を受けられる制度です。また、訓練前後を通じてハローワークが求職活動を支援してくれます。

利用要件や支給額は以下のとおりです。

【訓練受講の要件】

- ① ハローワークに求職の申込みをしていること
- ② 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- ③ 労働の意思と能力があること
- ④ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

【訓練対象者の追加（2023年4月～）】

再就職や転職を目指して訓練を受講する方に加えて、働きながら訓練を受けて社内での正社員転換などを目指す方や、今の仕事に役立つ能力を身に付けようとする方なども訓練の対象となります（今の仕事を続けながらスキルアップを目指す方も訓練の対象となります）。

ただし、雇用保険被保険者の方は対象となりません。

【各種給付金の支給要件】

- ① 本人収入が月8万円以下
- ② 世帯全体の収入が月30万円以下
- ③ 世帯全体の金融資産が300万円以下
- ④ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない

- ⑤ 全ての訓練実施日に出席する（やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合（育児・介護を行う者や求職者支援訓練の基礎コースを受講する者については証明ができない場合を含める）であっても、8割以上出席する）
 - ⑥ 世帯の中で同時にこの給付金を受給している者がいない
 - ⑦ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金を受給していない
 - ⑧ 過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない
- ※①又は②を満たさない場合であっても、本人収入が月12万円以下かつ世帯収入が月34万円以下で③～⑧を満たす場合は、訓練施設への交通費（下記「通所手当」）を受給することが可能です。

【訓練期間】 2か月～6か月

※ 訓練期間や訓練時間に配慮が必要な方を対象とした訓練コースは2週間から（2024年3月末までの特例措置）

【職業訓練受講給付金の内容と支給額】

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ① 訓練受講手当 | 月10万円 |
| ② 通所手当（定期乗車券等） | 月上限42500円 |
| ③ 寄宿手当（家族と別居して住居を変更する場合） | 月1万700円 |

【相談・申込先】 ハローワーク

※ I'-1 求職者支援制度パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001073991.pdf>

（住居確保給付金との併給）

Q2 職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給は認められますか？

A 以前は併給が認められず、職業訓練受講給付金を受給すると住居確保給付金の支給は停止されていました。しかし、2023年4月1日からは、職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給が可能とされました。

Ⅱ 生活福祉資金の特例貸付編

（緊急小口資金の特例貸付）

Q1 ~~収入が減り、光熱費の支払いもままなりません。緊急・一時的にお金を貸してもら~~
制度はないでしょうか？

~~A 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（主に休業した方）については、無利子で、以下の内容の「緊急小口資金」を借りることができます。~~

~~【申込先】お住まいの市町村社会福祉協議会~~

~~【貸付上限】20万円以内※「休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合」も対象になったので、多くの場合20万円まで借りることができます。~~

~~【据置期間】1年以内。但し、令和4年12月末までは償還が開始しないものとされています。また、令和4年4月以降、新規に申請した緊急小口資金については、令和5年12月末まで償還が開始しないものとされています（※Ⅱ-3）。~~

~~【償還期限】2年以内。但し、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税世帯は一括免除されます（ただし、令和4年4月以降の申請分については、令和5年度の住民税非課税世帯が一括免除されます）。また、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯については償還免除ができるとされています（詳細はQ5参照）。~~

~~特に急を要する場合には、①市町村社協は、実印や印鑑証明を求めず、住民票等の必要書類は事後提出で対応し、②都道府県社協は、審査・決定事務は後に回し、申込書の到着と同時に送金処理を行うことで、申込時の翌々営業日までに送金が行われるようにするとされています。~~

※Ⅱ-1 令和2年4月27日付プレスリリース

<https://www.mhlw.go.jp/content/12003000/000625493.pdf>

※Ⅱ-2 令和2年3月18日付事務連絡「緊急小口資金等の特例措置による貸付金の送金までに係る適切な支援について(周知)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000611265.pdf>

※Ⅱ-3 令和4年2月25日付プレスリリース「緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間の延長等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12003000/000857235.pdf>

（総合支援資金の特例貸付）

~~Q2 新型コロナウイルスの影響で失業し、当面の生活費の目途がありません。しばらくの間、一定の生活費を貸してもらう制度はありませんか？~~

~~A 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯（主に失業した方）については、無利子で、以下の「総合支援資金（生活支援費）」を借りられます。（※Ⅱ-1参照）~~

~~【申込先】お住まいの市町村社会福祉協議会~~

~~【貸付上限】2人以上：月20万円以内~~

~~——— 単身：月15万円以内~~

~~【貸付期間】1か月ごとの分割交付で原則3カ月以内。延長貸付（最大3カ月）1回。自立相談支援機関の相談支援を受けることを要件として最大3カ月の再貸付。但し、「延長貸付」については、令和3年3月末までに初回貸付を申請した世帯をもって終了し、「再貸付」の申請期間も令和3年12月末をもって終了しました。その結果、令和4年1月以降に特例貸付を申請した場合の最大貸付額は、緊急小口資金と総合支援資金（初回貸付）を合わせて80万円となります。~~

【据置期間】初回貸付は1年以内、延長貸付は2年以内、再貸付は3年以内。

初回貸付は、令和4年12月末までは償還が開始しないものとされています（ただし、令和4年4月以降、新規に申請した初回貸付については、令和5年12月末まで償還が開始しないものとされています）（※Ⅱ-3）。

延長貸付は、令和5年12月末まで償還が開始しないものとされており、再貸付は、令和6年12月末まで償還が開始しないものとされています。

【償還期限】10年以内。但し、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯については償還免除ができるとされています（詳細はQ5参照）。

※Ⅱ-5 令和3年6月1日付社会・援護局長通知「『生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金等の特例貸付の実施について』の一部改正について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000788578.pdf>

~~（緊急小口資金と総合支援資金の併用）~~

~~Q3 緊急小口資金と総合支援資金（合わせて「特例貸付」）の両方を利用することはできますか？ また、保証人がいなくても大丈夫ですか？~~

~~A 両方同時に貸付を受けることができます。また、いずれも連帯保証人は不要です。~~

（特例貸付の受付期間等）

Q4 特例貸付はいつまで受け付けてもらえますか？ 貸付が終わった後はどうすればいいですか？

A 受付期間は、2020年12月8日の事務連絡で2021年3月末まで延長され、同年3月19日の局長通知で同年6月末まで延長され、その後も事務連絡により延長が繰り返されていましたが、2022年9月末で受付終了しました。

貸付が終了した方に対しては、必要な支援が途切れないう、求職者支援制度や生活保護制度の利用につなぐこととされています。

(償還免除)

Q5 償還免除の対象となっている「償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯」とは、どのように判断されますか。

A 償還免除の判断は、資金種類(①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③同資金の延長貸付分、④同資金の再貸付分)ごとに一括して行い、①と②については令和3年度又は令和4年度の住民税非課税世帯(ただし、令和4年4月以降の新規申請分については令和5年度の住民税非課税世帯)、③については令和5年度の住民税非課税世帯、④については令和6年度の住民税非課税世帯であれば、それぞれ一括して償還免除とされます。

借受人と世帯主が住民税非課税であれば償還免除の対象となり、そのほかの世帯員の課税状況は問いません(なお、借受人がDVのため避難していて世帯主の所得証明書が取得できない場合など、借受人のみ住民税非課税であれば足りる一定の例外も存在します)。

また、償還開始時に償還免除の要件を満たさなかった場合でも、償還開始以降に、借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合には、償還免除申請すれば、それ以降の償還計画の対象となる残債務は一括して免除されます。

詳細は「別紙」をご参照ください。

※Ⅱ-4 令和3年3月16日付事務連絡「緊急小口資金等の特例貸付の申請受付期限の延長及び償還免除に関する取扱について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000755463.pdf>

※厚生労働省のホームページ(生活福祉資金の特例貸付)

<https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html>

※「緊急小口資金等の特例貸付」返済免除について(リーフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001019894.pdf>

※生活福祉資金貸付相談コールセンター 0120-46-1999

(受付時間 9:00~17:00 平日のみ)

(償還猶予)

Q6 特例貸付の償還猶予は、どのような場合に受けることができますか。

A 借受人又は借受人の属する世帯が以下の①から⑥のいずれかに該当する場合で、償還が著しく困難になったと認められるときは、借受人の申請に基づき、都道府県社会福祉協議会会長は、貸付元利金の償還を猶予することができるかとされています。

なお、特例貸付の償還猶予の申請は、償還開始前から可能であり、償還猶予の適用に当たっては、将来的に償還可能性が確実に見込める借受人だけを対象とはせず、特例貸付の趣旨にかんがみ、猶予後の償還可能性を厳密に求めることなく、相談時点で償還困難な状況がある場合には積極的な対応が求められています。

- ① 地震や火災等に被災した場合
- ② 病気療養中の場合
- ③ 失業又は離職中の場合
- ④ 奨学金や事業者向けのローン（ただし、住宅ローンは除かれます）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合
- ⑤ 自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見が提出された場合
- ⑥ 都道府県社会福祉協議会会長が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合（→Q7参照）

特例貸付における償還猶予期間は原則1年間であり、償還猶予が認められた借受人は、猶予期間中、可能な限り、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の支援を受けることとなります。

また、償還免除に該当する場合は、猶予期間中でも償還免除の適用を検討することとされています。

※生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001007207.pdf>（5～6頁参照）

※緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001019893.pdf>（3～4頁参照）

（償還猶予）

Q7 特例貸付における償還猶予について、上記⑥「都道府県社会福祉協議会会長が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合」も対象とされていますが、具体的にはどのように判断されますか。

A 例えば、以下の事由を参考に個別の状況に応じて柔軟に判断することとされています。

- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しない（生活困窮者自立支援制度に基づく住居確保給付金の取扱いを参考に、直近3か月の収入がおおむね住民税非課税相当となっているかを目安に判断する等）
- ・ DV等の被害を受けて避難している。

- 多重の債務があり、債務整理を行う可能性がある。
- 公共料金等の滞納が続いており、生活に困窮している。等

上記「公共料金等の滞納が続いており、生活に困窮している」については、税金や水道使用料等の滞納も含まれますので、滞納関係の書類を示して猶予申請することが考えられます。

※生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集(vol.26)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001098044.pdf> (29 頁参照)

※緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001019893.pdf> (3~4 頁参照)

(猶予期間中の職権による償還免除)

Q8 償還猶予の期間中には、償還免除を受けられないのでしょうか。

A 都道府県社会福祉協議会は、特例貸付の償還猶予を受けている借受人について、「償還の見込みがないと判断できる場合」には、職権により償還免除を行うことができます。

上記「償還の見込みがないと判断できる場合」については、あくまで個々の借受人世帯の状況を総合的に考慮して判断されることとなります。下記の問答集 (vol.26) で示されている具体例は下記のとおりです (あくまで例示であることに注意して下さい)。

① 相談支援や見守り支援の対象となる借受人について

そもそも就労・増収や家計改善等の支援を行うことが本人に無理を強いることになるなど、極めて困難な状況にある借受人が、これに該当します。その他、以下のような事情があり、当面の間、支援の効果が現れないことが想定される場合も該当します。

- 借受人自身のやむを得ない事情 (例: 精神疾患等に罹患している、本人に障害の疑いがある、ひきこもり状態にある等)
- 借受人世帯のやむを得ない事情 (例: 看護や介護の必要がある、多子世帯である、離婚や DV により住む場所を失う等)

上記のような借受人について、猶予期間中、相談支援や見守り支援を行ったものの、当初の見立てどおり、状況が改善する見込みがなく、借受人が今後の生活を営むためには少なくとも償還免除を行うことが必要不可欠であるとき

→上記「償還の見込みがないと判断できる場合」に該当します。

② 自立相談支援機関の支援の対象となる借受人について

ア 就労・増収に向けた活動に取り組んだものの、以下のような事情にあり、当面の間、支援の効果が現れないことが明らかな場合（支援の途中に以下のような事情が生じた場合も含まれます） →上記「償還の見込みがないと判断できる場合」に該当します。

- 借受人自身のやむを得ない事情（例：精神疾患等に罹患している、本人に障害の疑いがある、ひきこもり状態にある等）
- 借受人世帯のやむを得ない事情（例：看護や介護の必要がある、多子世帯である、離婚やDVにより住む場所を失う等）

イ 家計改善を図る取組を行ったものの、生活再建につながる程度の支出の改善等の余地がない場合 →上記「償還の見込みがないと判断できる場合」に該当します。

※ 必要な範囲の生命保険や医療保険、学資保険等まで見直す必要はありません。

また、乗用車など合理的な生活を送るために必要な財産を処分する必要もありません。

※ 借受人の支出の改善等の可能性については、猶予期間中に自立相談支援機関等で実施された家計改善支援の中で検討されていれば、償還見込みの有無を判断する際に再度の検討を行う必要はないとされています。

ウ 必要な支援を受けながら生活再建に向けて取り組み、一定の効果が現れたものの、他の債務の償還を行っている場合や、既に生活費の節約等により何とか生活を維持している場合等、償還を行うことにより、当面の間、生活に重大な支障が生じることが明らかな場合 →上記「償還の見込みがないと判断できる場合」に該当します。

※生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集(vol.26)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001098044.pdf>（38頁、36頁参照）

（猶予期間終了時の意見書提出による償還免除）

Q9 償還猶予の終了時にも特例貸付の償還に困っている場合、償還免除を受けられないでしょうか。

A 特例貸付における償還猶予期間は原則1年間であり、償還猶予が認められた借受人は、猶予期間中、可能な限り、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の支援を受けることとなります。

そして、市区町村社会福祉協議会や自立相談支援機関では、猶予期間が終了する時点で、具体的な支援状況を踏まえて、

- 償還猶予適用時に償還が困難であった原因が解消されたか
- 今後、償還を行っても生活できるか

・猶予期間中、借受人本人が個別支援計画に沿って増収を目指したり支出を見直そうとしたりするなど、生活再建に向けて誠実に取り組んできたか

など借受人やその世帯の状況を総合的に考慮し、猶予期間終了後に償還を行っても自立した生活が可能かどうか検討することとされています。

検討の結果、これ以上の増収や支出の見直しが困難であり、今後も償還が見込めないと判断される場合には、当該借受人への支援の実施状況、その時点における生活状況や償還が困難な状況等を記載した意見書を都道府県社会福祉協議会に提出することとされています。なお、都道府県社会福祉協議会が見守り支援を行っている場合は、意見書の提出は不要です。

ただし、償還免除の意見書を提出するためには、猶予期間が終了する時点で、少なくとも6か月以上、市区町村社会福祉協議会等や自立相談支援機関が借受人の支援を行っていることが必要です（6か月以上の支援が行われていない場合にも、意見書の提出により、償還猶予期間の延長はできます）。

都道府県社会福祉協議会では、市区町村社会福祉協議会や自立相談支援機関から提出された意見書を踏まえ、当該借受人について、償還の見込みがないと判断できる場合には、会長の職権により償還免除を行うことができます。

具体的には、「12か月以上の償還が遅延している借受人について、償還指導を実施した上で、なお償還の見込みがない場合」とみなすことにより、償還免除が認められます。

※生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集(vol.26)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001098044.pdf>（33～35頁参照）

（フォローアップ支援など）

Q10 特例貸付の償還に困っている方について、償還猶予や償還免除以外の支援方法はないでしょうか。

A 破産や民事再生等で債務を消滅させたり、縮減したりすることが考えられます。

また、厚生労働省からは「償還免除に至らないものの償還が困難な借受人へのフォローアップ支援」も要請されており、必要に応じて、償還計画の変更や少額返済を認めるなど、個々の状況に配慮した柔軟な判断・対応も求められていますので、「償還計画の変更」や「少額返済」の実現を支援することも考えられるでしょう。

※緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001019893.pdf>（3～4頁参照）

（本則の生活福祉資金）

Q1 1 生活福祉資金の特例貸付は終了しましたが、本則の生活福祉資金（通常貸付）はどのような制度になっていますか。

A 本則の生活福祉資金（通常貸付）は低所得者世帯（住民税非課税程度）、障害者世帯（各種手帳の交付を受けた者の属する世帯）、高齢者世帯（65歳以上の属する世帯）を貸付対象としており、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等の種類があります。貸付条件や貸付限度額、（福祉資金のうち福祉費について）貸付上限目安額等の詳細については、下記※をご参照ください。

※生活福祉資金貸付条件等一覧（厚生労働省のホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/kashitsukejoken.html

※生活福祉資金（全国社会福祉協議会のホームページ）

<https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/seikatsu/index.html>

※生活福祉資金一覧（全国社会福祉協議会）

https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/seikatsu/pdf/ichiran_20160128.pdf

※福祉資金福祉費対象経費の貸付上限目安額等（全国社会福祉協議会）

https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/seikatsu/pdf/meyasu_20150331.pdf

Ⅲ 住宅維持・借金整理編

（住居確保給付金：支給要件）

Q1 失業して家賃が支払えなくなりました。家賃を補助してくれる制度はありますか？

A 「住居確保給付金」の利用を検討しましょう。

【申請先】各自治体の福祉担当部署。自治体によって異なりますので、各自治体の自立相談支援機関（生活困窮者の相談窓口）に相談してください。

※Ⅲ-1 自立相談支援機関相談窓口一覧（令和2年5月25日現在）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

【支給要件】

① 主たる生計維持者が、（1）離職・廃業後2年以内であるか、（2）当該個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合

（1）の要件は、要は「2年以内に離職・廃業」していればいいので、2年以内に離職・廃業後、現在は再就職して働いていてもOKです。2年以内にWワークで1日でも働いて辞める等していても、この

要件は満たすので丁寧な聞き取りが必要です。

(2)の要件は、新型コロナ禍により2020年4月20日から改正されたもので、かなり多くの方が新たに対象となりました。「離職・廃業と同程度」とは、勤務日数等が全くなかったことまでを求めるものではなく、週4～5日の仕事が2～3日になった場合等でもよいとされており(後記Ⅲ-6のQ2)、それを確認できる書類がない場合は申立書の活用も可能とされています(同Q3)。

※Ⅲ-2 令和2年4月20日付事務連絡「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000623242.pdf>

- ② ハローワーク又は公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みを行い、原則として誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。具体的には下記のとおりです。
- (ア) (申請時等) 公共職業安定所での求職申込み
 - (イ) 自立相談支援機関への相談(月4回以上)
 - (ウ) 公共職業安定所での職業相談等(月2回以上)
 - (エ) 企業への応募等(原則、週1回)
 - (オ) プランに沿った活動(家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など)

※(イ)の条件については、月1回以上「対面での相談」を行い、残りの回数は「電話等による相談」を行っても構いません。

※自営業の方で休業等から事業再生を目指される場合は、(ア)、(ウ)、(エ)の条件については、「経営相談先への相談申込み」、「経営相談先での経営相談」、「給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組」の実施に代えても構いません。

※Ⅲ-6 住居確保給付金に関するQA(vol10)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000860680.pdf>

- ③ 直近の月の世帯収入合計額が収入基準額(市町村民税の均等割が非課税となる額の1/12(以下「基準額」)+住宅扶助基準額を上限とする家賃額)以下であること
- 「基準額」は地域によって異なりますが、市町村民税非課税基準と同程度で生活保護基準よりも少し高いです。住宅扶助基準額は、後述の【支給額】を参照。
- ④ 申請者世帯の預貯金現金の合計額が一定額(③の「基準額」×6カ月分。ただし、最大100万円)以下であること
- このように一定の預貯金があっても利用できる点は生活保護よりも良い点です。

※ 以前は、「65歳未満」という要件もありましたが、令和2年4月1日からこの要件がなくなりました。また、「求職者支援法に基づく職業訓練受講給付金を受けていないこと」という要件もありましたが、令和5年4月1日からこの要件もなくなりました。

【支給額】生活保護の住宅扶助基準額を上限とする家賃額（地域によって異なります）

※Ⅲ-7 住宅扶助の限度額一覧表（2021年4月現在）

<http://kobekoubora.life.coocan.jp/2021juutakufujo.pdf>

【支給期間】原則3カ月間（延長は2回まで最大9カ月間）

支給された給付金は賃貸住宅の賃貸人や不動産媒介事業者等へ、自治体から直接支払われます（ただし、クレジットカードで賃料を支払う場合には本人に支給されるなど、一定の例外があります）。

※Ⅲ-8 令和4年10月28日付事務連絡「住居確保給付金の特例措置の申請期間の延長及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の取扱について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28851.html

※ 生活福祉資金貸付相談コールセンター 0120-46-1999

（受付時間：9:00～17:00 平日のみ）

（住居確保給付金：外国人・自営業者）

Q2 外国人、フリーランス・自営業者も支給対象となりますか。

A いわゆる国籍条項は存在せず、日本国籍の方と同様、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば支給対象となります（上記Ⅲ-6のQ9）。フリーランス・事業者の方も同様です。

（住居確保給付金：学生）

Q3 大学生等は支給対象にならないのですか。

A 学生については、QA（vol4）のQ9に昼間の大学等の学生は対象にならないとの誤解を招く記載がありました。

しかし、学生であっても、「離職等前に主たる生計維持者」等の要件を満たせば当然対象になりますし、厚労省も批判を受けてQA（vol5）では記載を改めました。その後のQAにも「常用就職を目指す場合などは、支給対象者になる」と書かれていますが、アルバイト就労を目指す場合でもかまいません（上記Ⅲ-6のQA（vol10）のQ10、Q7）。

なお、「世帯生計の維持者」とは単に生活費を自分で出しているだけでなく、税金や社会保険の扶養にも入っておらず自ら生計を立てている者をいうとされています。

（住居確保給付金：支給額の改善）

Q4 支給額を増額する方向での運用改善が行われたと聞きましたが、どのような改善ですか。

A 以下のとおり、令和2年7月1日以降、生活保護の住宅扶助基準より高い家賃の家に住んでいる人にとって、支給額が増える計算式の改善がされました。

事例) A市の1人世帯住宅扶助基準(3.5万円)、収入基準額(7.8万円)

実際の家賃額(5.5万円)、月額世帯収入(10万円)の場合・・・

【改正前】

支給額＝家賃額－(月の世帯の収入額－基準額)

※家賃額は、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。

事例では) 3.5万円－(10万円－7.8万円)＝1.3万円(支給額)

【改正後】

支給額＝実際の家賃額－(月の世帯の収入額－基準額)

※支給額は、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。

事例では) 5.5万円－(10万円－7.8万円)＝3.3万円(支給額が2万円アップ!)

※Ⅲ-8 令和2年7月3日事務連絡「生活困窮者住居確保給付金の支給額に係る生活困窮者自立支援法施行規則等の改正について」～イメージ図を見ると分かりやすいです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646522.pdf>

※住居確保給付金の支給手続等に関する詳細

令和2年7月3日事務連絡「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646672.pdf>

※住居確保給付金の詳細は p48 から

令和2年4月20日事務連絡「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の一部改正について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000623740.pdf>

(家賃の滞納と立退き)

Q5 家賃を2カ月分滞納したら、家賃保証会社の社員から月末までに退去するとの書面にサインするよう強く求められました。私が悪いので応じなければならぬのでしょうか？

A 滞納家賃の支払義務はありますが、立ち退く義務があるわけではないので、応じてはなりません。

家主が賃借人を強制的に立ち退かせるためには、賃貸借契約を解除し、明渡訴訟を起こして判決を得た上で強制執行を申し立てなければなりません。そして、賃貸借契約を解除するためには、信頼関係を破壊するような重大な契約違反が必要で(信頼関係破壊の法理)、2カ月の滞納だけでは契約解除は認められません。法務省も「新型コロナウイルス感染症の影響により3カ月程度の賃料不払が生じても」契約解除が認められないケースも多いと考えられる旨のQAを発表しています。

※Ⅲ-9 法務省「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた賃貸借契約の当事者の皆様へ」

<http://www.moj.go.jp/content/001320302.pdf>

仮に書面にサインしてしまっても、法律家に委任して交渉してもらえば状況を打開できることも多いです。

(住宅ローン等の滞納)

Q6 収入が減り、住宅ローンの返済が難しくなってきました。銀行は返済猶予や条件変更に応じてくれるでしょうか？

A 金融庁からの要請等をふまえ、銀行等は、住宅ローン等の返済猶予や条件変更の相談に対して、迅速かつ柔軟に応じるものとされており、まず6カ月間元金を据え置く等の事例を金融庁が取りまとめ公表しています。こうした事例を示して銀行等に相談してみましよう。

また、住宅ローン等の悩みについては、下記の専用相談ダイヤルもあります。

〔新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル〕

0120-156811 (フリーダイヤル)【平日10時～17時】

※Ⅲ-10 令和2年3月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた住宅ローン等の返済猶予等について(周知)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000617817.pdf>

※Ⅲ-11 令和2年5月18日付「住宅ローン等でお困りの方に対する金融庁における支援策について(情報提供)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000631583.pdf>

(コロナ版ローン減免制度の概要)

Q7 新たなローン減免制度が始まったと聞きましたが、どのような制度ですか？

A 「自然災害による被災者の債務整理ガイドライン」の新型コロナウイルス特則(以下「コロナ版ローン減免制度」)が2020年12月1日から始まりました。

【対象者】新型コロナウイルスの影響による失業・減収等で、債務の返済が困難になった個人・個人事業主

【対象債務】2020年2月1日以前に負担していた債務に加え、同年10月30日までに新型コロナ対応のために負担した債務

※なお、「特例貸付」等を行っている都道府県社会福祉協議会も対象債権者です。

【メリット】①特別定額給付金等の差押禁止財産に加え、一定の「自由財産(99万円プラス α)」を手元に残せる。

②信用情報機関(いわゆるブラックリスト)に登録されないため、その後の借入の可能性がある。

③ 弁護士・不動産鑑定士などの専門家の支援が無償で受けられる。

④ 住宅を手放さずに、住宅ローン以外の債務だけ減免することができる。

⑤ 原則として保証人への請求はされない。

【概要】 債務者の財産価値の額から「自由財産」を差し引いた残額を一括又は分割で債権額に按分して支払う（差し引きがゼロであれば免除）。

弁護士会が紹介する弁護士の支援を受けて返済計画を立て、全債権者の同意が得られたら、簡易裁判所に特定調停を申し立て調停調書を作る。

（コロナ版ローン減免制度の利用法）

Q8 コロナ版ローン減免制度はどうすれば利用できますか？また、詳しいことはどこに聞けばいいですか？

A Q7で述べたメリットがあるので、破産や個人再生の前にコロナ版ローン減免制度の利用の可否を検討する必要があります。

制度を利用するためには、一番大口の債権者から「着手同意書」を発行してもらい（債務者が暴力団登録されている等明らかに制度を利用できない場合を除き発行しなければなりません）、これを弁護士会に提出して、登録支援弁護士を紹介してもらう必要があります。詳しい手続は最寄りの弁護士会に相談してください。

※Ⅲ-12 金融庁 説明チラシ [DGL.pdf \(fsa.go.jp\)](#)

※Ⅲ-13 日弁連 説明チラシ（10のQ&A） [topic2_7.pdf \(nichibenren.or.jp\)](#)

※ 各都道府県の弁護士会の相談窓口はコチラから検索（日本地図の都道府県をクリックしてください）

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/shinsai/covid19-soudan.html>

日弁連 HP トップページの上の方「新型コロナウイルスでお悩みの方へ」→「個人の方」「全国の弁護士会の相談窓口のご案内」

IV 税金・公共料金滞納編

Q1 上下水道、電気、ガス、電話料金やNHK受信料、公営住宅の家賃の支払いができません。待ってもらえるでしょうか？

A 待ってもらえる場合があります。各種料金の支払困難な方に対し、その置かれた状況に配慮して、支払猶予や料金未払いによるサービス停止の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するようとの要請が国からなされており、多数の電力会社、ガス会社等が応じる方針を明らかにしています。各種料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、契約している事業者にご相談するようにして下さい。

電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf

ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf

NHK受信料に関する相談窓口

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html

※令和2年3月18日付 「生活不安に対応するための緊急措置」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kinkyutaiou3_corona.pdf

また、市営住宅等に入居中の方で、病気や解雇、倒産による失業、新型コロナウイルス感染症の影響などにより収入が著しく減少し、家賃の支払いが困難と認められる方については、家賃の減免や徴収猶予の対象となる場合があります。詳細については、お住まいの自治体担当課へお問い合わせください。

Q2 ~~国民健康保険料（税）が払えません。減免してもらえますか？あるいは、既に支払った保険料（税）を返してもらえないですか？~~

~~A 以下の要件を満たす場合、保険料（税）を減免してもらえます。また、減免対象期間中に既に保険料（税）を支払ってしまった場合でも、減免申請ができなかったやむを得ない理由がある場合は、遡って減免してもらえます。減免の結果、すでに納付した保険料については、遡って還付される場合もありますので、自治体にご相談ください。~~

~~【要件】~~

~~1 新型コロナにより主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯~~

~~● 全部免除~~

~~2 ①新型コロナの影響で主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年の当該事業収入等の3割以上減少し、②総所得金額が1000万円以下で、③減少見込みの収入以外の所得の合計額が400万円以下の世帯~~

~~● 所得に応じて2割～全部免除~~

~~【減免対象】~~

~~令和4年度分の保険料（税）であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの~~

※令和4年3月14日付 「**新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険料（税）の減免等について**」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000914294.pdf>

Q3 確定申告の期限に間に合いません。

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付等することができないやむをえない事情がある場合には、所轄税務署に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成、提出してください。税務署の承認が下りると、新たに指定された日まで申告期限が延長されます。

※令和5年5月7日までの国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの税務上の取扱いに関するFAQ（国税庁HP）

Q4 確定申告をしたものの、新型コロナウイルスの消毒で在庫商品が使いなくなり、所得税や消費税を納められません。

A 新型コロナウイルスにより納税者がその財産に相当な損失を受けたことの申し出があった場合に、納税を猶予してもらえ余地があるので、所轄の税務署に相談してください（国税通則法46条1項）。なお、この手続については地方税には適用はありません。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

Q5 前問で、財産に相当な損失との回答ですが、「相当」というのはどの程度ですか。

A その事業にかかる全財産の20%以上とされています。

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/tsusoku/04/01/46.htm#a-02>

※2項を参照

Q6 Q4の納税の猶予については、財産に相当な損失があった場合に適用されるとのことですが、売上や給料が減ったような経済的損失が生じた場合には適用されないのですか。

A 令和2年4月30日に制定された納税の猶予（地方税においては「徴収の猶予」）に関する特例は、現在は廃止されていますので、売上や給料が減った場合に延滞税の負担なく納付を延長する制度はなくなりました。

しかし、売上や給料が減った場合には、延滞税率の一部免除を受けることのできる納税の猶予（徴収の猶予）や換価の猶予（いずれも特例ではなく、従前から存在する制度）を利用することにより、延滞税を大幅に減らすことができますので、これらの制度の適用をご検討ください。

Q7 Q4やQ6の納税の猶予のやり方がわかりません。

A 以下のホームページを参照してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24100011.htm>

Q8 新型コロナウイルスの影響で売上や所得が下がり、納税ができません。

A まず、Q6の納税の猶予（徴収の猶予）が使えないかを検討してください。納期限をすでに過ぎていたような場合、国税や事業者が納める社会保険料については、納税の猶予、換価の猶予を検討してください。詳細は以下のホームページをご参照ください。なお、地方税の徴収猶予及び換価の猶予についても、柔軟に取り扱われるよう、総務省から各自治体に通知がなされています。

（国税）https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

（地方税）https://www.soumu.go.jp/main_content/000676891.pdf

Q9 以前、納税の猶予や換価の猶予を申請したときは担保が必要と言われましたが、新型コロナウイルスが原因でも、担保は必要なのでしょうか。

A 新型コロナウイルスの関係で納税の猶予や換価の猶予を求める場合には、担保提供できる資産が明らかに存在する場合を除いて、不要とされています。

※国税庁パンフ「納税が困難な方には猶予制度があります」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf

Q10 影響を受け始めて間がないので、十分な資料が揃いませんが、猶予を受けられるでしょうか。

A 書類が揃わなくても、口頭での申述でも認められることがあるので、とりあえず納付先に相談をしてみてください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000676891.pdf

Q11 納税の猶予（徴収猶予）、換価の猶予の手続がわかりません。

A 以下のホームページでご確認ください。なお、地方税についても、同様の手続で対応されることが通例です。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

Q12 解雇（雇止め）で失業したのですが、前年所得を前提とする国民健康保険料が高くて払えません。

A 世帯内に、離職した方で次の①又は②に該当する方がいる場合には、届出により、対象者の前年の給与所得を30/100とみなして、（1）国民健康保険料を計算するとともに、（2）高額療養費等の限度額区分の判定を行います。これは、コロナ禍とは関係ない制度です。

① 特定受給資格者

倒産、解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方

（雇用保険受給資格者証の離職理由欄が11、12、21、22、31又は32の方）

② 特定理由離職者

期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した方

（雇用保険受給資格者証の離職理由欄が23、33又は34の方）

※ 離職日時点で、65歳以上の方は対象外

Q13 滞納している税金について相談をしたいのですが。

A 全国対応できるのは、以下の4団体です。各地で個別に相談にあっている団体も紹介します。

【全国対応可能な団体】

●滞納相談センター

(滞納処分対策全国会議代表の角谷啓一税理士会長を務める専門家集団)

TEL 03-6805-6330

●中央社会保障推進協議会（中央社保協）

中小・零細事業者および一般市民を幅広く対象にしています

住所 〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館5階

TEL 03-5808-5344

●全国商工団体連合会（全商連）

中小・零細事業者を対象にしています

住所 〒171-8575 東京都豊島区目白2-36-13

TEL 03-3987-8575

●全国生活と健康を守る会（全生連）

一般勤労者はこちらに

住所 〒160-0022 東京都新宿区新宿5-12-15 KATOビル3F

TEL 03-3354-7431

【各地での相談】

北海道 釧路はまなすの会 〒085-0841 北海道釧路市南大通3-3-6 ミナミハイツ102号

電話 0154-43-2885 火・木 10:00~16:00 土 18:00~20:00

宮城県 宮城あおばの会 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1-17-20

グランドメゾン片平502号

電話 022-711-6225 月・水・金 13:00~16:00

秋田県 秋田なまはげの会 〒018-0951 秋田県秋田市山王町22-16 ラポール山王郷A-1

電話 018-862-2253 月・水・土 随時

群馬県 NPO 法人消費者支援群馬ひまわりの会 〒376-0011 群馬県桐生市相生町3-120-6

電話 0277-55-1400 月~木 13:00~17:00 金 13:00~21:00

東京都 玉川 雑草の会 〒158-0091 東京都世田谷区中町5-17-3 玉川民商内

電話 03-3703-5371 第1日曜 19:00~22:00

大阪府 大阪クシ・サラ貧困被害をなくす会いちょうの会（大阪いちょうの会）

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満4丁目5番5号 マーキス梅田301号

電話 06-6361-0546 月~金 13:00~19:00

兵庫県 尼崎あすひらく会 〒661-0021 兵庫県尼崎市名神町1-9-1 尼崎民主共同センター内

電話 06-6426-7243 日 10:00~15:00

和歌山県 あざみの会 〒640-8212 和歌山県和歌山市杉ノ馬場1丁目11

電話 073-424-6300 月~金 14:00~18:00 月曜日は夜間も相談 18:30~21:00

広島県 クレジットサラ金被害・生活支援センター福山つくしの会

〒720-0052 広島県福山市東町2丁目3番23号
電話 084-924-5070月～金 10:00～17:00

広島県 呉つくしの会 〒737-0051 広島県呉市中央3-2-27 島崎法律事務所ビル1階
電話 0823-22-7265月、水、金 10:00～18:00

香川県 高松あすなろの会 〒760-8081 香川県高松市成合町559-15
電話 087-897-3211 0120-39-0476月～金 10:00～17:00

高知県 高知うろこ（鱗）の会（高知クレ・サラ金被害をなくす会）
〒780-0870 高知県高知市本町4-1-37 高知県社会福祉センター3階-4
電話 088-822-2539 0120-565-275 火・土 10:00～16:00 木 10:00～20:00

福岡県 ひこばえの会（福岡クレ・サラ被害をなくす会）
〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-2-51 第一吉田ビル501
電話 092-761-8475月～金 13:00～17:00

Q14 制度の区別や適用要件など、あまりよくわからないので教えてほしい。

A 滞納処分対策全国会議のホームページに、詳しい解説つきで掲載されているので、そちらをご覧ください。

<https://tainoutaisaku.zenkokukaigi.net/>

Q15 引用された通知などに従った処理がなされていない場合はどうすればよいですか。

A 滞納処分対策全国会議の事務局あてに、メールまたはFAXでご連絡ください。なお、内容によっては対応致しかねる場合もありますのでご了承ください。

滞納処分対策全国会議 事務局長

弁護士 佐藤靖祥（さとう法律事務所）

電話 022-722-6435 FAX 022-722-6436

メール ysato@peach.ocn.ne.jp

V 労働編

※V-1 日本労働弁護団「新型コロナウイルス感染症に関する労働問題Q&A」(Ver5) (R3.12.1時点)

http://roudou-bengodan.org/covid_19/

※V-2 厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html#Q2-1

※V-3 厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（使用者の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q4-7

（休業手当）

Q1 職場からコロナウイルスを理由に「当面店舗を閉めるから自宅待機するように。給料は支払えない」と言われました。

A 使用者は、「使用者の責に帰すべき事由」による休業の場合（不可抗力による休業ではなく、自発的な休業の場合）、休業期間中の休業手当（平均賃金の6割以上）を支払わなければなりません（労働基準法26条）。

「不可抗力による休業」と言えるためには、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であることのいずれも満たす必要があります。

緊急事態宣言が出されても指定対象外の地域であれば、店舗閉鎖等は自主的判断なので休業手当の支払義務が認められる場合がほとんどと考えられます。

一方、厚労省はQAで、緊急事態宣言の指定地域内で営業自粛の協力依頼や要請を受けた場合は、①の要件を満たすとしたうえで、なお②休業回避のための具体的努力を最大限尽くしているといえる必要があるとしました。（上記※V3のQ4-7）

しかし、指定地域内でも休業を要請されていない業種はもちろん、指定業種であったとしても休業（施設の使用制限等）が新型インフルエンザ等特措法に基づく指示・公表の段階に至らない協力要請にとどまる場合には、なお休業手当の支払義務があるという考え方も十分成り立ちえると考えられます。

※ 厚労省QAに異議！全国に緊急事態宣言、それでも休業手当は支払わねばなりません

<https://news.yahoo.co.jp/byline/shimasakichikara/20200426-00175291/>

（雇用保険）

Q2 私は、飲食店等でアルバイトを繰り返して生活しているフリーターです。今の情勢ですとアルバイト先がなくなり、いつ失業してもおかしくないのですが、どこの事業主も、私のようなアルバイトを雇用保険に加入させていません。これは仕方が無いのでしょうか？

A

【条件を満たせば、アルバイトも雇用保険の被保険者】

労働者であって、①週の所定労働時間が20時間以上、②同一の事業主に継続して31日以上雇用される見込みがあるなどの条件を満たせば、雇用主や労働者の意思に拘わらず、当然に雇用保険の被保険者となります（雇用保険法4条1項、6条1号・2号等。以下、雇用保険法を「法」という。）。このことは、いわゆるアルバイトであっても同じです（ただし、学生アルバイトは、雇用保険の適用除外になっています。法6条4号）。

31日以上雇用見込みには、期間の定めがなく雇用される場合も含まれます。また、当初は1か月で終了する予定のアルバイトであっても、雇入れ後に、31日以上雇用されることを見込まれることとなった場合には、その時点から被保険者となります（雇用保険事務取扱要領20303(3)）。

【労働者による被保険者資格の確認請求】

事業主は、被保険者となる労働者を雇用した場合、その月の翌月10日までに、雇用保険被保険者資格取得届を職安に提出する義務があります（法7条、雇用保険法施行規則6条1項。以下、雇用保険法施行規則を「規則」という。）。しかしながら、特にアルバイト労働者については、事業主が被保険者資格取得届の提出を懈怠し、被保険者として扱われていない事例が多く存在します。

そこで、雇用主が届出ししない場合、労働者から公共職業安定所（以下、「職安」という。）に対して被保険者資格の確認請求（法8条）をしてみてください。職安が調査の上で、被保険者資格を認定することとなります。被保険者資格の確認請求は、当該職場を既に離職済みであっても可能です。

就職から確認請求まで時間が経過していても、過去に遡って被保険者資格が認定されます。ただし、被保険者資格の遡及認定は、原則として確認請求前2年間が限度となります。それより遡って認定されるには、給与明細から雇用保険料が控除されていた（それにもかかわらず資格取得届の未提出を労働者が知らなかった）との条件が必要となります（法14条2項2号、22条5項。規則33条、33条の2）。

【事業主による被保険者資格取得届の提出懈怠についての罰則】

事業主が法7条に違反して被保険者資格取得届を提出しない場合、刑事罰（6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります（法83条1号）。本問の事例の場合、刑事罰の適用を求めていくことも検討対象となります。

Q3 退職後、雇用主が離職票を出してくれないので、公共職業安定所に提出できず、求職者給付の受給ができません。どうしたら良いでしょうか。

A

【通常の離職票入手と受給資格認定の流れ】

本来、事業主は、労働者の離職後10日以内に、「雇用保険被保険者離職証明書」（離職証明書）を添付して、「雇用保険被保険者資格喪失届」を職安に提出する義務を負います（雇用保険法7条、同規則7条）。離職証明書が提出された場合、職安は、離職証明書の情報が転写された「離職票」を返付し、これが雇用主を経由して労働者に交付されます（規則17条1項1号、2項）。

また、離職者が事業主に離職証明書の交付を求め（規則16条）、直接、これを職安に提出して離職票の交付を受けることも可能です（規則17条1項2号・3号）。

離職者が求職者給付を受けるには、離職票を添えて職安に出頭し、求職の申込みをする必要があります。その際に、職安は、求職者給付の受給資格の該当性につき判断します（法15条2項、規則19条）、よって、離職票は求職者給付の受給に必須となります。

【職安に直接離職票の交付を求める方法】

事業主が離職票を出さない本問のような場合は、「その者を雇用していた事業主の所在が明らかでないことその他やむを得ない理由があるとき」に該当するものとして、労働者は、直接、職安に対して、離職証明書を添えずに、離職票の交付を求められます（規則17条3項）。この場合、職安が独自に調査の上で離職票を作成し、労働者に交付することになります。ですので、離職証明書がなくても、すみやかに職安に行って、職安に離職票を作成してもらうようにしてください。

【事業主の離職証明書不交付等についての罰則】

事業主は、離職者が求職者給付の受給のために必要な証明書（離職証明書を含む）の交付を請求した場合、交付義務を負います（法76条3項）。そして、事業主が法7条や法76条3項に違反して届出や証明書の交付をしない場合には、刑事罰（6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります（法83条1号・4号）。本問の事例の場合、刑事罰の適用を求めていくことも検討対象となります。そして、本問のような場合、罰則の存在を背景に、職安から事業主に対して離職証明書の提出ないし交付を促してもらえる場合もあります。

【受給資格の仮決定手続】

なお、「求職の申込の際にやむを得ない理由により離職票を提出できない」として、「受給資格の仮決定」を求め、手続を進めることも可能です（「雇用保険事務取扱要領 50202」に基づく運用なので、応じてもらえない職安もあります）。ただし、この場合の受給は、離職票の提出後となりますので、いずれにせよ、前述したような方法により離職票を得る必要があります。

Q4 就職した会社がいわゆるブラック企業だったため、違法な長時間労働で働かされ、かつ、毎日上司の叱責を受けていたため、精神的に参ってしまい、1年間もたずに会社を退職しました。職安に行きましたが、「1年以上働いていないので、失業手当は受給できない」と言われました。何とか受給できる方法は無いのでしょうか。

A

【受給資格の要件】

原則として、求職者給付の受給には、離職前2年間に12か月以上の被保険者期間が必要です（法13条1項）。

ただし、法13条1項により受給資格を満たさない場合であっても、「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当する場合には、離職前1年間に6か月間以上の被保険者期間があれば、受給資格を有することになります（法13条2項）。

なお、受給資格の認定に際して被保険者期間の算定対象となる期間（離職前2年間または1年間）のことを、「算定対象期間」と言います。

【特定受給資格者該当性の検討】

そこで、本件の離職理由により「特定受給資格者」等に該当しないかを検討します。

「特定受給資格者」は、以下の理由により離職した者を指します（主なもののみ挙げています。正確な定義は法令を参照。）（法 23 条 2 項、規則 34 条・35 条・36 条）

- ①雇用主の倒産 ②事業所の廃止 ③事業所の移転のため通勤が困難
- ④解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く）
- ⑤有期雇用の雇用期間満了（雇用期間合計3年以上）
- ⑥有期雇用の雇用期間満了（更新されることが明示されていたのに不更新の場合）
- ⑦退職勧奨 ⑧明示された労働条件との著しい相違 ⑨賃金不払
- ⑩違法な長時間労働 ⑪安全配慮義務違反 ⑫育休等への不利益取扱
- ⑬雇用主・同僚による就業環境を著しく侵害する言動
- ⑭事業主都合の3か月以上の休業 ⑮事業の法令違反

本問の事例の場合、⑩や⑬に該当する可能性が十分にあります。また、残業代不払が一定以上となると⑨に該当する可能性もありますし、⑧に該当する可能性もあります。

ただし、これらの事実を事業主が否定した場合、証拠がなければ特定受給資格者と認定されません。⑬の場合、録音等の証拠確保が必要となり得ます。また、⑧⑨⑩の場合も、証拠確保に注意が必要です。

【特定理由離職者該当性の検討】

「特定理由離職者」は、以下の理由により離職した者を指します（法 13 条 3 項、規則 19 条の 2）。

- ① 有期雇用の雇用期間満了（特定受給資格者に該当する場合を除く。その者が更新を希望したにもかかわらず、更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）
- ② 「正当な理由のある自己都合退職」

「正当な理由」は、具体的に以下のものが例示され、比較的広く認められています（詳細は、雇用保険事務取扱要領 50305-2 (5-2)を参照）。

- a 結婚・妊娠・出産に伴い退職する慣行があるなど退職せざるを得ない状況に置かれた
- b 体力の不足・心身の障害・疾病・負傷・視力や聴力の減退
- c 親族の要介護状態などの家庭の事情の急変
- d 結婚・転勤命令等の事情により通勤不可能・困難となったこと

本問の事例については、仮に「特定受給資格者」として認定されるのが証拠上難しい場合であっても、心身の傷害・疾病による「正当な理由のある自己都合退職」として「特定理由離職者該当性」に認定されないのか、特に検討すべきです。

Q5 2～3か月の短期就労を繰り返し（途中に無職の期間があり）、その後、失業状態にあります。そこで、求職者給付の受給のために、職安に求職の申込みをし、受給資格の認定

を求めました。しかし、「就労期間（被保険者期間）が11か月半で、0.5か月分足りないので、受給資格は無い」と言われました。何とか受給できる方法はないですか？

A

【以前の就労に関する被保険者期間の合算の可否の検討】

算定対象期間において、以前に受給資格認定の対象とされていない被保険者期間がある場合には、当該被保険者期間を新たな受給資格認定の算定対象とする被保険者期間に合算することが可能です（法14条2項1号）。

そこで、職安に求職申込みをして受給資格の認定を求める際に、従前の短期就労に関する離職票を含めて複数の離職票を提出し、短期就労を合算して、離職前2年間に12か月以上の被保険者期間（これが満たされなくとも、特定受給資格者・特定理由離職者の場合は離職前1年間に6か月以上の被保険者期間）があれば、受給資格を満たすことになります。

その際、従前の短期就労について、被保険者資格取得の手続がなされていない場合には、被保険者資格の確認請求をして被保険者資格を認めてもらいます（Q2参照）。また、被保険者資格取得の手続がなされていても、離職票の交付を受けていない場合は、元の雇用主に離職証明書の交付を求めます（規則16条。Q3参照）。

以上のようにして、受給資格が満たされないのか、検討してください。

Q6 持病を抱えて体調が悪いため、仕事に就いたり辞めたりを繰り返しています。直近の離職前2年間に12か月、もしくは1年間に6か月の被保険者期間はないのですが、失業手当の受給資格はやはり難しいのでしょうか。

A

【離職前に疾病等により就労できなかった期間がある場合】

離職前に疾病、負傷、出産、育児、親族の看護、事業所の休業などのやむを得ない事情により30日以上賃金の支払を受けられなかった被保険者については、当該日数につき算定対象期間が最大4年間まで延長されます（法13条1項括弧書き）。算定対象期間が延長されれば、受給資格が満たされやすくなります。

本問の事例においては、算定対象期間を体調不良による就労不可期間の分だけ延長すれば、受給資格が認められる可能性があります。この点は、職安で受給資格を確認する際に申し出て、受給資格の判定をしてもらうようにしてください。

Q7 自己都合によって退職しました。失業給付を受けるのに3か月待たないといけないと聞きましたが、仕方ないのでしょうか？

A

【給付制限の期間】

「正当な理由がなく自己都合によって退職した場合」には、給付制限の対象となります（雇用保険法33条1項）。給付制限期間は3か月とされてきましたが、行政の運用変更に

より、2020年10月1日以降に離職した方は2か月に短縮されました（但し、5年間のうち3回目以降は3か月となります）。

※<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/content/contents/LL020617-H01.pdf>

【「自己都合退職」について「正当な理由」の有無の検討】

給付制限は、「自己都合退職」に「正当な理由」がない場合が対象です。「一身上の都合」などと記載して辞職届を提出して退職した場合であっても、それに至った事情により、「正当な理由」が認められる場合があります。

そして、特定理由離職者（及び特定受給資格者）については、「正当な理由」が認められます。そこで、これらに該当するか否かを検討してください（Q4を参照）。「自己都合退職」だからと言って諦めず、「正当な理由」の有無について十分に検討してください。

【「正当な理由」を裏付ける証拠の確保】

「正当な理由」は、証拠が不十分だと職安には認められません（特にパワハラや退職勧奨を事業主が否定した場合）。退職に至った事情について、客観的に証明できるように退職前から証拠の確保に努める必要があります。

【不服申立】

不当にも給付制限処分がなされた場合、処分を知ってから3か月以内に雇用保険審査官に対する審査請求をすることを検討することになります。

Q8 求職者給付の給付日数が90日間しかなく、もうすぐ終了しそうですが、就職のメドは立っていません。どうしたら良いのでしょうか？

A 特定受給資格者、特定理由離職者（雇用期間満了による離職者に限る）に該当する離職者の場合、所定給付日数は最大330日まで増やされています（それら以外の受給資格者の場合は、90～150日）。ですので、特定受給資格者、特定受給資格者（雇用期間満了による離職者に限る）に該当しないか、まずは十分に検討してください（Q4を参照）。

公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者について、訓練等を受けている期間（最大2年間）、求職者給付の給付日数が延長される訓練延長給付制度もあります（法24条）。大幅に給付が延長されるかなり有利な制度ですので、職業能力を高めてから就職したいという方は、職安と相談されると良いと思います。

労働問題の相談先

※ 日本労働弁護団（HPで最新情報を確認）

【全国】	03-3251-5363・5364	月火木	15時～18時（都度変更あり）
		土	13時～16時（同上）
【女性専用】	03-3251-5364	毎月第2・4水曜	15時～17時

【北海道】	011-261-9099	火木	18時~20時	
		土	13時~15時	
【東北】	022-261-5555	水	15時~19時	
【東京・三多摩】	042-528-1494	月木	12時~14時	
【埼玉】	048-837-4821	火木土	12時~14時	
【神奈川】	045-651-6441	月火水金	11時~13時 17時~18時30分	
【神奈川西部】	0465-24-5051	木	16時~17時30分	
【千葉】	043-221-4884	水金	13時~16時	
【群馬】	027-251-5707	火木	17時~19時	
【栃木】	028-643-7711	水	11時30分~13時30分	
		土	10時~12時	
【山梨】	070-2675-7885	水	11時30分~13時30分	
【愛知・岐阜・三重】	080-3650-5225	火	17時~19時	
【三重】	059-351-6510	木	17時~19時	
【岐阜】	080-4525-0503	水	17時~19時	
【福井】	0776-25-7727	水	18時~20時	
【京都】	075-256-3360	火	15時~18時	
【大阪】(民主法律協会)	06-6361-8624	金	18時~20時	
	(大阪労働者弁護団)	06-6364-8620	火	18時~20時
【広島】	080-5629-6010	火金	正午~15時	
【福岡】	092-721-1251	水	13時30分~15時30分	
【北九州市】	093-581-1890	水	13時30分~15時30分	
【長崎】	0120-41-6105	随時	10時~22時	
【佐賀】	080-8381-6405	火	17時~19時30分	
【大分】	097-536-1221	水	13時30分~15時30分	
【熊本】	096-325-5700	水	15時~17時	
【宮崎】	090-8915-6010	水	18時~20時	
【鹿児島】	099-239-4545	水	13時30分~15時30分	

※ 全労連 労働相談ホットライン 0120-378-060 平日 10時~17時
(地域の労働センターにつながります。) 全労連 HP よりメール相談も可